

優秀に準ずる提言

(最初の3点*は“注目に値する提言”)

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 * 特定非営利活動法人 宮崎文化本舗

所在地	〒 880-0805 宮崎県宮崎市橋通東 3 丁目 1 番 11 号アゲインビル 2F TEL:0985-60-3911 FAX:0985-28-1257 E-mail: office@bunkahonpo.or.jp		
ホームページ	http://www.bunkahonpo.or.jp		
設立年月	H 6 年 1 2 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) H 1 2 年 1 0 月 0 4 日		
代表者	石田 達也	担当者	野崎 佳代子
組織	スタッフ 6 名 (内 専従 5 名) 個人会員 20 名 法人会員 6 名 その他会員 (賛助会員等) 87 名		
設立の経緯	1995 年より任意団体として、文化をキーワードに宮崎映画祭や、文化講演活動を定期的に行っている。企画から運営実施まで全てをボランティアで行うことの限界を感じていた時に NPO 法が成立。法人化に向けて学集会を行っていくうちに、NPO 相互のネットワーク化の必要性が議論され、文化と NPO 相互の協働体制作りという 2 本の柱で NPO 法人として申請することになり、その目的に添った事業を展開している。		
団体の目的	芸術文化による街づくり及び、NPO 相互のネットワークを柱に、明るく楽しい社会を実現することを目的として事業を実施している。街づくりは、ひとつのジャンルには収まらない様々な要素を含んでおり、当法人では教育・環境・福祉・国際交流・IT・コミュニティビジネス・政策提言など、様々なジャンルで活躍している個人・団体との接着剤的な役割を果たし、それぞれの団体の特性を有効に活用して事業の企画・運営を行い総合的な街づくりを実践する。また同時に、各 NPO のスキルアップを図る中間支援的な役割をもうひとつの目的とし、市民活動全般のレベルの底上げに努めるものである。		
団体の活動プロフィール	<p>平成 12 年 10 月 法人設立</p> <p>平成 13 年 4 月 宮崎市内に映画上映をベースに多目的ホールを開設</p> <p>平成 13 年 10 月 宮崎県より受託し「NPO マネジメント講座」を実施</p> <p>平成 13 年 8 月 NPO ネットワーク 2 1 推進事業を実施 (自主事業)</p> <p>平成 13 年 プロジェクト M 文化のまちづくり事業 (芸術文化振興基金より助成)</p> <p>平成 14 年 7 月 夏休み親子ふれあい体験! てるはの森へ を実施</p> <p>平成 14 年 9 月 宮崎市より「福祉のまちづくり啓発事業」を受託</p> <p>平成 14 年 9 月 「子ども放送局事業」を実施 (社会福祉医療事業団より助成)</p> <p>平成 14 年 10 月 「綾の森を世界遺産にする会」の事務局受託</p> <p>平成 14 年 10 月 「人権フェスタ 2002 in みやざき」の企画</p> <p>平成 14 年 10 月 宮崎県より受託し「NPO マネジメント講座」を実施</p> <p>平成 15 年 6 月 みやざき市民事業 100 人委員会を設立 市民レベルからの政策提言・事業計画の策定を行う。</p>		

活動事業費 (平成 14 年度) 8,700 万円

政策のテーマ

照葉樹林の回廊（コリドール）構想に関する
調査・研究基本計画の策定

政策の分野

- ・ 自然環境の保全、再生
- ・ 環境パートナーシップ

団体名：特定非営利活動法人 宮崎文化本舗

担当者名：野崎佳代子

政策の手段

- ・ 調査研究、法制度の具体化
- ・ 人材育成

政策の目的

宮崎県綾町に広がる照葉樹林帯を中心に、宮崎海岸平野を取り巻く山々、宮崎市から 180 度の視野で捉えられる山々に、パッチ状および線状に残っている照葉樹林を回廊的に連結させる復元計画を実現させることを目的とする。この計画実現を、平成 15 年 1 月に施行された「自然再生推進法」を具体的政策に取り込むための実証実験と考え、この法律に則しながら計画を具体化させるための、調査・研究および啓発活動を行う基本計画を策定するものである。

背景および現状の問題点

日本の照葉樹林は、世界の中で最北の照葉樹林である。中でも宮崎県綾町の標高 1,109m の大森岳南東稜に広がる原生的照葉樹林は、まとまった中心部の面積が約 1,000ha、古い二次林を含めると 1,700ha 以上あり、わが国の照葉樹林の中で最大の面積を誇る。この綾の照葉樹林帯以外にも、88 年環境省（当時）第 3 回自然環境保全基礎調査の特定植物群落にもリストアップされた極相性の照葉樹林がある程度まとまってパッチ状、もしくは線状に残存している。しかし一方で、山地の大部分をスギ・ヒノキなどの人工林が占めているという現状もある。これは、戦後の国の拡大造林政策、国有林の特別開発事業の展開によって、またクラフトパルプ技術導入による広葉樹のチップ原料化を市場基盤として、天然林の一斉人工林化が破竹の勢いで林相を変えていった結果である。単一相の林内では多様な生物種の発生は見られず、照葉樹林やそれを含む複相林が分断されることで、そこに生息する生物の移動も妨げられる。また木材の需要低下による林業従事者の減少から、これらの人工林は放置された状態にあるものも多く、これによる森林機能の低下、大雨による土砂災害の危険性といった面での問題もある。

政策の概要

今提言は「照葉樹林の回廊（コリドール）構想」を「自然再生推進法」に則した形で実現するための計画の策定、調査・研究および啓発活動であるが、まずこの構想自体の概要を述べる。

1、照葉樹林の回廊（コリドール）構想の概要

宮崎海岸平野を囲む山々の多くは国有林で占められている。明治 12 年段階の官民有境界査定区分の折、尾鈴山・耳川を境に、県北は民有林、県央・県南は国有林という所有区分の特徴が確立された。その国有林は民家の軒先まで設定されたと言われるくらい、里山まで囲い込んだ。「国有林地元利用」の権利を地域住民に与えながらの設定であった。この里山的国有林地域に残存している照葉樹林を回廊的に連結させる復元計画を本構想の中心に据える。

< 重点地域の設定 >

回廊を構造化するためには重点地域の設定と再生計画が必要になる。このため次の山域を重点地域と定め、段階的に整備計画を立てていく。

大森（おおもり）岳・掃部（かもん）岳の山域

植物生態学的にみて、掃部岳頂上部のブナの植生から綾北・南川斜面の照葉樹林に連なる林相は、学術的に高く評価されるもので、再生計画の最重点地域に位置づけられる。

双石（ぼろいし）・徳蘇（とくそ）山域の保全

特に北・東方の山域斜面の照葉樹林の景観は、圧倒的な印象を与える。ほぼ全域が「わにつか県立公園」域に指定されている双石山は天然記念物の指定を受け、山域中の加江田溪谷は国民休養林であり、猪の八重の瀑布群の山域は服部苔研究所のフィールドとして世界的に注目されてきた。この山域では、人工林から天然林への更新が望まれる。

鱒塚（わにつか）山・東（ひがし）岳・青井（あおい）岳周辺

鱒塚山と山之口町東岳・青井岳周辺にはカシ林、モミ・ツガ林を中心とした極相林の他、二次林的な照葉樹林がまとまって、またはパッチ状に残っている。大淀川水系の境川、有水川、東岳川の各源流域、清武川源流域にまとまりのある林相の復元を計画する。

高房（たかふさ）山周辺

高岡町から田野町にかけて広がる高房山周辺はシイ・カシ類（特にハナガガシ）の大木を中心とした素晴らしい照葉樹林が広がっていた。伐採されて昔の面影は薄れたが、高岡町の公園として溪谷部が利用されている。また一部は宮崎大学演習林と連続しており、その途中には優れた極相林が見られる。往年の美林への復元を計画する。

木城町「新しき村」の背後山域

一ツ瀬川と小丸川に挟まれ、かつて武者小路実篤らが開拓した「新しき村」の背後山域にはイチイガシ林を中心に、その上部域にコウヤマキを残存させた照葉樹林が残っている。東米良の山域も範囲に含めた復元を計画する。

尾鈴（おすず）山域

尾鈴山は、海拔 1405mあり、照葉樹林帯下部からブナ林帯までの垂直分布が見られる。名貴川源流の瀑布と結びついた照葉樹林、小丸川斜面のヤビツ谷の照葉樹林、若山牧水の坪谷側斜面の照葉樹林、山腹のモミ・ツガ林、矢筈岳付近のコウヤマキ原生林、山頂付近のブナの自然林と多面的な林相をもっている。この林相の個性的復元を計画する。

国富町多羅原（たらばる）国有林山域の保全

シイ林、カシ林、モミ・ツガ林を中心の照葉樹極相林が線状、あるいはパッチ状に残されている。宮崎平野からも遠望できる山域であり、早急な復元が望まれる。

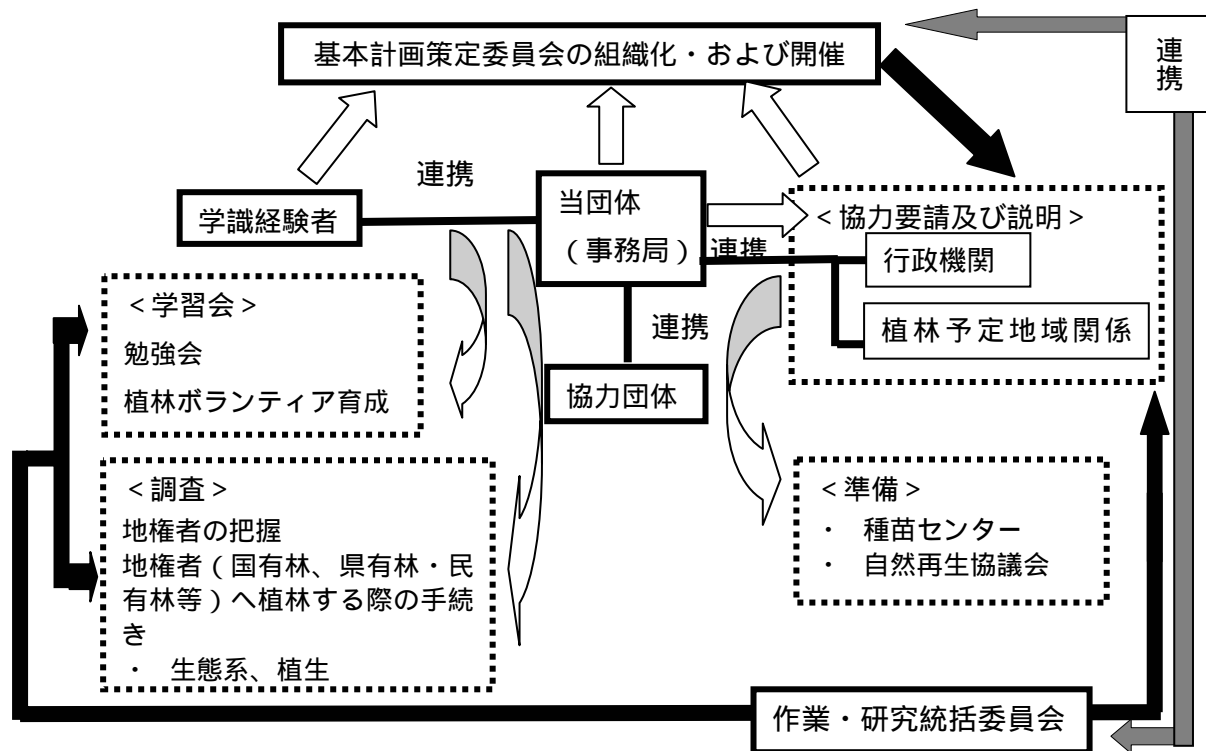
西都市国見山（くにみやま）山域の保全

国見山を源流とする角禅谷、板子川流域にはカシ林、モミ・ツガ林を中心とした極相林が線状・パッチ状に残されている。クマタカ類の生息も多く、重要地域の一つである。

2、「自然再生推進法」に基づいた計画の策定、調査・研究および啓発活動の概要

- 学習会 ・ 内部関係者向け勉強会の実施（法律、生態学、地質・土壌学、宮崎県の森林に関する歴史、植林知識）
- 調査 ・ 植林ボランティアの育成及び実践（植林ボランティアツアーの実施を含む）
- ・ 国有林、県有林等への植林を行う際に必要となる諸手続き等に関する調査
- ・ 植林予定地域の地権者調査（国有林以外を含める場合を想定して）
- ・ 植林予定地域の生態系調査および植生調査
- 説明 ・ 行政機関への説明（国、県、植林予定地域の地元自治体）
- ・ 植林予定地域関係者への説明（地元住民・地元NPO等、地権者）
- 準備 ・ 種苗センターの開設準備
- ・ 自然再生協議会の設置準備（自然再生推進法により設置を義務付け。構成メンバーは当団体および協力団体、学識経験者、植林予定地域の住民・NPO等、地権者、行政関係者を予定）

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）



当団体が事務局として協力団体・学識経験者・行政機関及び植林予定地関係者等に要請し、全体計画の理念・方針・方向性等の基本計画を検討するための「基本計画策定委員会」の組織化を実施。また本事業の基本計画を策定後、「作業・研究統括委員会」において、学習会・調査・協力要請及び説明・種苗センターや自然再生協議会等の、実施段階に向けての実現化を円滑に行うための作業及び研究を行う。また、統括委員会は必要に応じて特別部会等を設けることができる。進捗状況を「基本計画策定委員会」と「作業・研究統括委員会」でフィードバックを繰り返すことにより、事業実施に向けての問題点や課題の解決にあたるものとする。統括委員会は、策定委員会に係る団体・個人によって組織するものとする。

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

実施主体 特定非営利活動法人 宮崎文化本舗

提携・協力主体 宮崎照葉樹林ネットワーク・綾の森を世界遺産にする会
・どんぐり1000年の森をつくる会（予定）・宮崎県他関係行政機関（予定）

政策の実施により期待される効果

「自然再生推進法」の制定は、自然環境保全に取り組む人々の念願であった。しかし、それがどのような形で実際の保全活動に活かされるかが今後の問題である。本提言は先にも述べたとおり、この法律を具体的政策に取り込むためのテストケースと捉えている。それによりこの法律の効果、実現性、不備な点などを実際の事業計画・推進の中で明瞭にしていくことができ、今後の法律のより良い改善に繋げていくことができる。また、自然再生推進法では実施主体が明記されておらず、NPOが行政や既存の組織と協働してどこまでやれるか、可能性を探る実証実験としての認識を持って取り組むことにより、モデルケースとなり得る効果を期待する。

その他・特記事項

照葉樹林は、生物学的な観点からだけではなく、文化的側面でも非常に重要な意味を持つ。東アジアに連続する照葉樹林帯には、共通する文化要素が数多く継承されており、「照葉樹林文化」と呼ばれている。その文化的要素の中でも特に、アワ、ソバ、餅、オコワ、甘酒、茶、納豆、コンニャクなど、食文化に関するものが私たちの生活に継承され親しまれている。照葉樹林は日本人の基層文化の一つを育ててきたのである。国際化の流れの中、日本文化を検証し発展させる上からも、失われた照葉樹林本来の生態的自然空間を再生することは国家的プロジェクトに値する、極めて重要な課題でもある。

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 * 特定非営利活動法人 環境カウンセリング協会長崎

所在地	〒850-0004 長崎県長崎市下西山町 7-5 TEL: 095-828-2810 FAX: 095-828-0771 E-mail: k-honda@try-net.or.jp		
ホームページ	http://www.npo.-ecan.org		
設立年月	平成 12 年 12 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 13 年 3 月 30 日		
代表者	理事長 本田 圭助	担当者	浅田 要一郎
組織	スタッフ 12 名 (内 専従 1 名) 個人会員 57 名 法人会員 51 名 その他会員 (賛助会員等) 3 名		
設立の経緯	1, 平成 12 年 12 月 20 日, 本協会は市民, 事業者, 大学職員, 行政職員のボランティア, 環境カウンセラー及び技術士のパートナーシップの団体として設立 2, 平成 13 年 3 月 30 日, 長崎県の NPO 法人として認可を取得		
団体の目的	本協会は, 高度な技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により, 環境保全に関する幅広い分野で, 行政への提言・支援及び市民・事業者・団体に対する教育普及活動ならびに助言又は支援・協力を行い, 環境保全の技術水準の高揚, 地域環境等の向上, 次世代人材の育成を推進し, もって循環型社会を目指した健全なまちづくり、国際協力等の公益増進に寄与することを目的とする。		
団体の活動プロフィール	<p>1, プロフィール 循環型社会を根付かせ, 人と自然が共に生きる心豊かな長崎を創るために企業, 勤労者の立場で環境に関わる人, 学術機関, 行政の中で環境問題に取り組む立場の人, 環境活動家, そして長崎の環境に関心をもつ市民の人々が力を合わせて下記 4 部門で活動している</p> <p>循環型社会啓発部門 : 循環型社会の育成など行政施策への提言・支援及び環境フェアなどを開催, 市民・企業の啓発を実施。 環境経営部門 : 企業, 各種団体に対し, ISO14001 に基づく環境マネージメントシステムの構築を支援。 自然共生活動部門 : 自然ふれあい体験教室など自然共生に関する市民活動の支援, 【飛び出す紙芝居】による小学生のための環境学習指導。 パートナーシップ部門 : 環境問題に関する国際協力などの諸活動を実施。</p> <p>2, これ迄の主な活動 環境シンポジウムセミナー: 13, 14 年度シンポジウム 4 回, セミナー 9 回実施, 15 年度環境フォーラム 2 回実施済み。 三次元環境紙芝居による小学生の環境学習指導: 13 年度 8 回, 14 年度 10 回, 15 年度 4 回実施済み。 省エネ小集団活動: 14 年度 29 回, 15 年度 4 回実施済み。 インドネシア, ジャカルタ市/農村の「持続可能な地域社会の開発」調査研究 (平成 14 年度より開始, 平成 16 年度終了予定) 実施中。</p>		

活動事業費 (平成14年度) 5,700,000円

政策の分野

- ・ 持続可能な循環型社会の構築

政策の手段

- ・ 地域活性化と雇用

団体名：特定非営利活動法人

環境コンサルティング協会長崎

担当者名：理事長 本田圭助

政策の目的

企業社会と共存する新しい経済主体として持続的な発展が可能な農林業地域社会を創造することで、企業社会から資本、人、技術を地域社会へ、地域社会から生産可能なエネルギーと地域独自の文化を企業社会(都市社会)に還元する持続可能な包括的循環型社会を構築する。

背景および現状の問題点

1960年代から1990年の初頭にかけて日本に経済的繁栄をもたらした日本の企業社会は製造業の空洞化、中小企業の衰退、雇用の不安定などにより、その根幹が揺らぎだしている。又、1960年代後半以降、企業社会からの排出物は地球温暖化、オゾン層の破壊、大気・水質・土壌汚染を引き起こし、大量生産・消費に伴う原料とエネルギーの消費は天然資源の枯渇をもたらしている。

この20世紀の負の遺産を処理し、豊かな自然の回復と共生を取り戻すため、これ迄の企業社会的な繁栄に取り残され(ある意味では温存され)てきた農林業社会に重点を置いた持続可能な地域社会の発展(企業社会とのバランスをとりながら)をはかる必要があると考える。

政策の概要

農・林業を主産業とする地域社会において、農・林業のバイオマス廃棄物及び草本類を原料とするガス・液体燃料の製造、利用システム及びその周辺の産業を作り出すことで、新たな経済主体として持続可能な地域社会の発展を促す。その結果企業社会と地域社会に支えられた知的・文化的社会から構成された包括的な持続可能な社会をもたらすことが可能となる。(図1、図2参照)

〔政策の重要ポイント〕

豊かな自然(森林・草原・湖沼・海など)の破壊を規制する

そこで生産された再生可能なバイオ及びその新陳代謝の過程で発生するバイオ廃棄物をエネルギー化することで新エネルギー産業の創造と育成

美しい町並み、文化財や風景を維持するためゼロエミッション及び自然循環系への配慮

地域独自の文化(歴史的遺産、独特の食文化、祭りなど)の維持。自前の高付加価値のある経済手段をもつことで地域独自の文化を維持する。

人情細やかで、暖かいコミュニティー、人と自然の共生で、豊かなところを育て、維持するために自然と共生可能な経済活動。

若者が夢を描ける社会。そのためには

安定した収入をもたらす新産業の育成

挑戦する機会 を提供するための地方分権化の促進。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）
 企業社会(都市)と地域社会の交流に関する政策

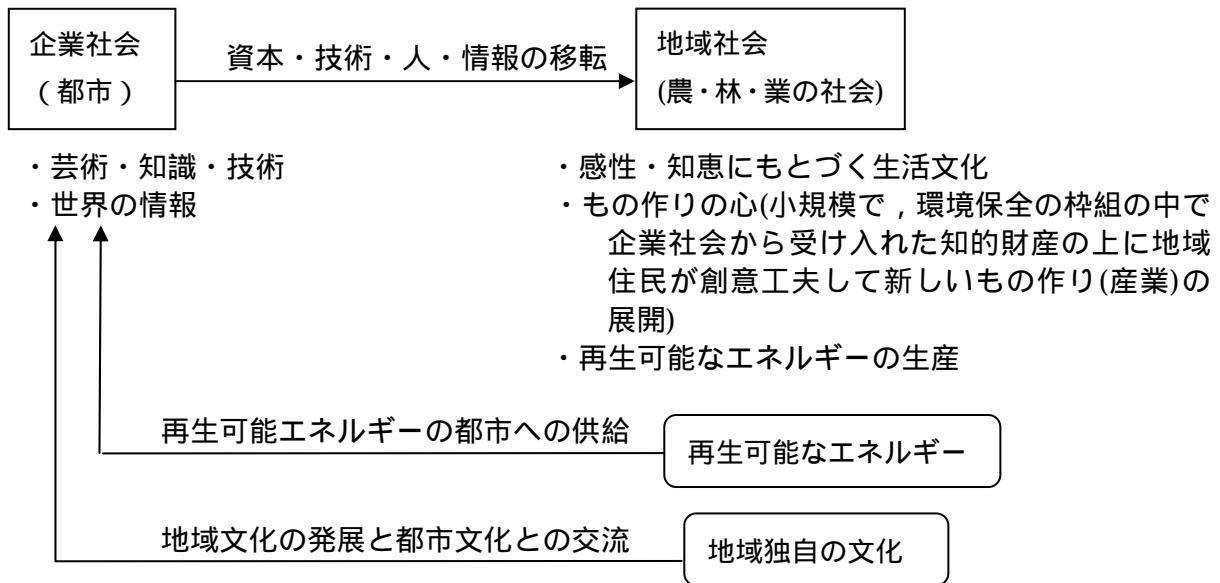


図1 都市 地域社会の交流に関する政策

具体的な施策

企業社会から資本・技術・人・情報とを地域社会に移転して、農・林業社会に潜在しているバイオのエネルギーの顕在化政策 …… 横断的議員立法
 再生可能エネルギーの地域産業化に対する国家的支援策 …… 経済産業省
 地域文化の発展を促す。教育の確立 …… 文部科学省

上図に示すごとく、世界の情報をもとに大都市で総合された知識、芸術、情報は、都市文化又は企業文化として地域社会に移転・吸収され、地域住民の創意工夫と相俟って再生可能エネルギーの効果的生産、地域独自文化の発展をもたらす。

地域社会で生産されたゼロエミッションのエネルギーや地域独自文化は一部大都市と企業社会に還元され、大都市及び企業社会のクリーン化と活性化に寄与する。

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

モデル事業としての実施主体：長崎県とNPO 環境カウンセリング協会長崎

所属団体名等	共同者	プロジェクトにおける役割等
長崎総合科学大学 教授	坂井 正康	バイオ燃料化のコンセプト指導
長菱エンジニアリング(株) 部長	竹川 俊介	プロットプラン検討
長崎県森山町役場	井手 裕之	廃棄物供給と利用
長崎県産業廃棄物協会 理事	島田 雅行	廃棄物収集運搬
長崎大学環境科学部 教授	武政 剛弘	持続可能性の総合的検討
長崎大学環境科学部 教授	早瀬 隆司	持続可能性の政策、経済検討
長崎大学環境保全センター	石橋 康弘	持続可能性の環境技術検討
西部ガス(株)長崎事業部 部長	藤本 公久	利用システム検討
(有)丸井タクシー社長	筒井 秀充	利用システム検討
環境カウンセリング協会長崎 理事長	本田 圭助	コーディネータ

政策の実施により期待される効果

バイオマス利用によるエネルギーの自立及びそれを取り巻く各種産業の創出が期待され、この新しい地域産業としては、バイオマス廃棄物の収集・運搬業、貯蔵事業、バイオマスから燃料ガス及びメタノールを作るガス化・メタノール合成事業、ガス・メタノールの貯蔵販売業、発電/売電事業、これらゼロエミッション型地域産業コミュニティーを対象とした教育・観光事業、及び誘致され省エネ型先端技術事業が考えられる。

このエネルギー自給をコアとした農林業社会の持続可能な発展のしくみ作りの成果はモンスーン地域の農・林業地域社会にも適用可能である。

その他・特記事項

包括的持続可能な社会への展望

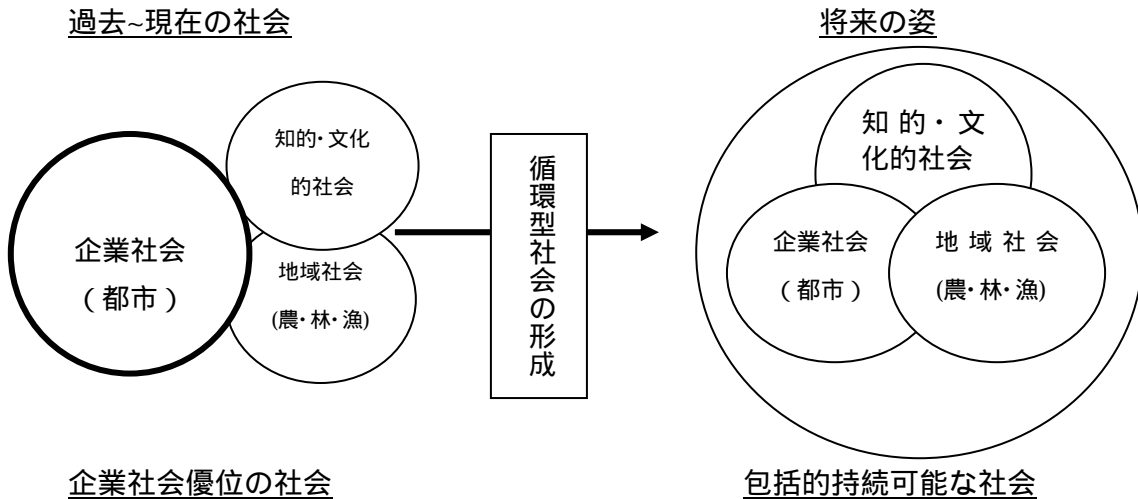


図2 社会形態の変化

企業社会の生産量の縮小にともない地域社会の生産性が高まり、両者の間に均衡的共存の関係が生まれる。そのうえに持続可能な知的・文化的社会が発展していくものと考えられます。NPOの役割は包括的持続可能な社会にあって各社会の接合部のコーディネーターにあると考えます。

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名

*びわ湖自然環境ネットワーク

所在地	〒 520-0802 滋賀県大津市馬場 2-7-22 西柳川ビル 305 号 TEL: 077-524-1552 FAX: 077-525-8904 E-mail: t-shozo@mx.biwa.ne.jp		
ホームページ	http://hb7.seikyuu.ne.jp/home/kankyounet/		
設立年月	1990年 7月 *認証年月日(法人団体のみ) 年 月 日		
代表者	寺川 庄蔵	担当者	井上 哲也
組織	スタッフ 10 名 (内専従 0 名) 個人会員 70 名 法人会員 0 名 その他会員(賛助会員等) 名		
設立の経緯	1990年4月15日に開催した「滋賀県の山野を考えるシンポジウム」の、今、危機に瀕している琵琶湖と、それをとりまくすばらしい自然環境を守るというシンポジウム趣旨と参加者の、情熱を引き継いで、90年7月6日に、自然環境を守る組織の大きな連帯の輪を目指して、「びわ湖自然環境ネットワーク」を発足させた。		
団体の目的	滋賀県の自然と環境を守るために、住民運動の意見交換及び情報交換を中心に活動し、行政と政党から独立した組織として、一致する目標では共同行動を行うこと		
団体の活動プロフィール	<p>活動内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム問題 廃棄物処理場問題 水上バイク問題 湖岸のヨシ帯再生 魚ののぼれる川づくり調査 <p>上記活動を中心に、趣旨に賛同される個人が、ネットワークに積極的に参加していただき、共に力を合わせて下さることで、びわ湖を中心とした自然環境の調査、問題抽出、政策提言を行い、常に協働の姿勢でびわ湖の環境を守る取り組みを進めている。</p> <p>また、メンバーは国交省淀川水系流域委員会委員や、滋賀県の琵琶湖をめぐる各種審議会、懇話会委員としても環境政策の提言をおこなっている。</p>		

活動事業費(平成14年度) 円

政策のテーマ

行き過ぎたレジャー活動から
全国の水辺を救う法規制の整備と環境回復

政策の分野

- ・ 自然環境の保全
- ・ 空気・水・底質の公害対策

政策の手段

- ・ 調査・監視、法律の制定・改正、制度整備、税制措置、施設整備

団体名：びわ湖自然環境ネットワーク

担当者名：井上 哲也

政策の目的

やすらぎのある水辺と命の水を守り、次の世代へ引き継ぐこと

背景および現状の問題点

はじめに 琵琶湖ルールで琵琶湖は守れない

2003年4月より、「滋賀県レジャー利用の適正化に関する条例」（以下、琵琶湖ルールとする）が施行したが、これまでの問題先送りのその場しのぎの対策の中で琵琶湖に入り込んだ不適正なレジャーを禁止しなかったため、監視体制等実効性の問題がある現状では水上バイク問題については、自然豊かな湖岸への被害の移動が懸念されている。

1. 琵琶湖ルールとは

琵琶湖ルールとは、琵琶湖の自然環境やその畔に暮らす人々の生活に守り、琵琶湖の環境をできる限り健やかなまま次代に引き継ぐことを基本理念にこれまでの無秩序な琵琶湖の利用に対して一定の規制をかけることとした条例で、プレジャーボート航行禁止（騒音防止）、2サイクルエンジン（環境対策型を除く）の使用禁止、外来魚のリリースの禁止の禁止項目が設けられている。

2. 水上バイク公害

水上バイクとはジェット水流を推力とし、陸上のバイクと同様に操船する1～3人用のボートでジェットスキー、P-ソルウォータークラフトとも呼ばれている。大部分が1000cc以上2サイクルエンジンを搭載し構造上の特性から、水質汚染、大気汚染、騒音、悪臭が発生し、また、スクリーンが艇内にあるため水辺まで近づくことが可能で利用者のマナーの問題から事故や自然破壊も発生している。全国の水辺でも被害が発生し社会問題化しており、後述する根本的な原因とあわせまさに水上バイク公害といえる。以下に水辺の現状を記す。

水質汚染

大排気量（1000cc以上）の2-サイクルエンジンの未燃焼ガソリン、排ガス、排オイルが湖中に撒き散らかされている。水質汚染の問題は、まず欧米で問題となり水上バイク活動水域でMTBEや発ガン性物質を含むVOC、PAHsが検出されたことなどにより、閉鎖性水域や水道水源である湖沼、河川では次々に禁止となっている。日本では、規制がないため危機的状況にあるにもかかわらず、未だに上水道の取水口付近を走りまわっている状況にある。

騒音、悪臭、マナー、事故

各地で苦情がでては、地域ごとに自衛的な対策が講じられて各地で締め出され活動場所が集中してきた。ルール、マナーはまもられず、若年者の死亡事故も多発している。

水辺、緑地帯の被害

水上バイク搬入のための重機、4輪駆動車等で緑地帯、水辺へ侵入するため、踏みつけられた湖岸の植物が著しい被害にあっている。また、轆で歩けず、事故の危険もある。

規制、条例

水上バイク運転者の安全を守る条例はあるが、水上バイクの公害に関する法規制はない。 また、環境、自然に関する法律、条例等はあるが厳格に適用されていない。

3. 全国でも被害続出

このような状況は全国の湖沼、河川、海岸でもみられ、法規制のないなかでの条例等の地方レベルの対応では根本的な解決は望めない状況となっている。

政策の概要

私たちは、2002年9月に各主体の責務や県の施策、必要な規制等をまとめた「市民がつくる琵琶湖を守るためのレジャー規制条例案」（以下「市民条例案」という）を提案し、再度、総合的な推進を図るための基本的な計画（基本計画）を策定することとした。「基本計画」は、琵琶湖を水辺に置き換えることで、その大部分が全国の水辺にも適用できるものであり、全国規模での法制化も含めた、政策提言のたたき台となる。

（市民条例案および琵琶湖を守るためのレジャー利用基本計画全文は、市民案作成委員会HP <http://www.biwa.ne.jp/~t-shozo/biwako.htm> に掲載）

「琵琶湖を守るためのレジャー利用基本計画」概要

基本方針

- （1）琵琶湖への環境負荷を低減するため行き過ぎたレジャーを規制します。
- （2）実効性のある監視体制の確立と環境対応型レジャーへ誘導する仕組みをつくりまします。
- （3）国での法制化を求めることも含め、施策を多面的・総合的に推進します。
- （4）これらの施策を、レジャー利用者、行政、事業者と市民との協働ですすめます。

以下、施策項目 目次

琵琶湖を守る施策

・琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策

- (1) 静かな琵琶湖のために
 - 1) 水上オートバイの全面禁止
 - 2) プレジャーボート航行許可水域の設定、速度規制の設定
 - 3) 改造艇、高出力プレジャーボートの航行禁止。
- (2) 清らかな琵琶湖のために
 - 1) 2サイクルエンジンの規制
 - 2) ゴミの投棄、釣具の放置対策
- (3) 豊かな琵琶湖のために
 - 1) 琵琶湖沿岸の水辺環境の保全に関する取り組み
 - 2) 外来魚再放流禁止と違反に対する罰則
- (4) 安全な琵琶湖のために
 - 1) 琵琶湖等水上安全条例改正による対応強化
 - 2) 自然湖岸、湖岸緑地への車両の進入禁止
 - 3) 湖岸施設の活用
 - 4) 迷惑駐車防止

・琵琶湖を守り楽しむレジャー活動への移行のための施策

- (1) 地域の人々と訪れる人々が共に楽しく利用できる琵琶湖のために
 - 1) 利用者のマナーの向上
 - (2) 多くの人が集い憩う琵琶湖のために
 - 1) 無動力船による利用の奨励、推進
 - 2) 公共的施設の整備
 - 3) 釣りの新しいルールの普及
 - 4) 環境配慮製品の普及促進
- ・施策の総合的な推進
- (1) 広報啓発の推進
 - (2) 調査研究の推進
 - (3) 指導監視体制の整備
 - (4) 施策の推進体制の整備
 - (5) 小型船舶の湖面利用に関する税の創設

(6) 法の整備

政策の実施方法と全体の仕組み

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

1. 団体名称：水辺を救う全国連絡会（仮称）
2. 団体設立の趣旨：

全国各地の水辺では、水上バイクなどのレジャー活動や車両の侵入により、地域住民や漁業者の生活と水辺利用者の安全が大きく脅かされ、生物にも被害を与えている。

さらに、水上バイクなどの排ガスは、水質や底質、大気を悪化させ、生物が生きるため

の将来にわたる水環境、生態系、生物多様性などに深刻な影響を与える。われわれは、これ以上の水辺環境の悪化を阻止し、安心して次世代に引き継げるようにしなければならない。根本的な解決には、全国レベルで法制化を含む実効性のあるルールづくりが必要であり、全国各地の市民・NGO・行政・研究者などが「情報交換・連携・協働」して、取り組む必要がある。

3．目的：やすらぎのある水辺を守り、次世代へ引き継ぐこと

4．目標：

(1) 水辺環境への負荷や、水辺利用者の安全、将来にわたる水質、底質、生態系、生物多様性への影響を低減し、水辺の環境を守るために自然への畏敬の念を忘れた身勝手なレジャーを禁止および制限すること。

(2) レジャーに伴う環境負荷や被害の実体、調査結果を公開し、水辺を守るための実効性のある監視体制をつくり、有効な予防的措置をとれる仕組みを構築すること。

(3) 水辺の自然環境が、命のゆりかごであることの理解を共有し、賢明な利用にあたってのルールを周知するため広報活動を行い、行政、レジャー利用者および事業者、市民それぞれの責務を周知すること。

5．組織：

各地のNGO、市民、行政担当者、専門家からなる緩やかな相互の連絡組織とし、共通の目標に対しては協働で取り組む。

6．活動内容：

全国レベルでの活動

- ・ 情報・意見交換、交流、共同行動
- ・ 制化のための関係官庁、政党、国会議員への提案、業界団体への要請
- ・ 市民、利用者への正確な情報発信
- ・ 行政、議員等との勉強会の実施

地域レベルでの活動

- ・ 全国への情報発信
- ・ 地方行政への他所成功事例等の情報提供、レジャー利用者への啓発
- ・ 行政、議員等との勉強会の実施
- ・ 条例改正・制定要求、政策提案

上記素案をもとに、2003年3月に開催した「水辺利用の安全を考える全国大会」、「びわ湖を救え！水上バイク問題報告書」発行の際協力した被害が顕在化している全国の5地域（屈斜路湖、霞が浦、本栖湖、鎌倉、琵琶湖）の現場で、水辺の利用の問題に取り組んでいるメンバーで協働での活動を開始したい。

政策の実施により期待される効果

- ・ 世界的にみて、著しくおくれた水辺の環境を守る法規制の強化
- ・ やすらぎのある水辺を守り、次世代へ引き継ぐことが可能となる。

その他・特記事項

水上バイク、2サイクルエンジン問題の世界の常識良識については、本栖湖資料室 HP <http://motosuko.com/problem/fileroom.html> の以下資料他を参照ください。

CARB2サイクルエンジンの環境負荷（カリフォルニア州）

<http://www.arb.ca.gov/msprog/marine/facts.pdf>

EU プレジャーボート汚染の報告（オランダ）

<http://www.waterpakt.nl/projecten/artikelen/boatemissions.TNO.pdf>

大気 EPA Fact Sheet（アメリカ、環境省）

<http://www.epa.gov/otaq/consumer/marin-fs.pdf>

タホ湖2ストロークエンジン環境影響評価の報告（アメリカ）

<http://www.trpa.org/Boating/MWC%20EA.pdf>

オーストラリアシドニー湾規制 騒音、悪臭、迷惑行為で水上バイク禁止

<http://www.waterways.nsw.gov.au/pwc.html>